

[参考]

民法の相続制度の概要 ～相続税法を理解するために～

第1章 相続

1 相続の意義

「相続」とは、個人が死亡した場合に、その者の有していた財産上の権利義務をその者の配偶者や子など一定の身分関係にある者に承継させる制度のことをいう。この場合、財産上の権利義務を承継される者のことを「被相続人」といい、これを承継する者のことを「相続人」という。したがって、相続とは被相続人から相続人に対する財産上の権利義務の承継ということになる。

2 相続の開始

相続は、死亡によって開始する（民法882（相続開始の原因））。つまり、被相続人の死亡という事実があれば当然に開始し、被相続人の死亡を相続人が知っていたかどうかを問わず、相続人は被相続人の財産上の権利義務を当然に承継することとなる。

この死亡には、自然の死亡だけでなく、「失踪宣告」の制度による擬制死亡も含まれる。

[失踪宣告]

失踪宣告とは、生死不明の者に対して法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度である。

失踪には、普通失踪と危難失踪の2種類あり、普通失踪の場合には不在者の生死が7年間不明のときに、また、危難失踪（特別失踪）の場合には戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇した者の生死がその危難が去った後1年間不明のときに、家庭裁判所は利害関係人の請求により失踪の宣告をすることができる（民法30（失踪の宣告））。

失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合には失踪期間満了時に、危難失踪の場合には危難が去った時に、それぞれ死亡したものとみなされる（民法31（失踪の宣告の効力））。

なお、失踪宣告を受けた者の生存が判明した場合には、家庭裁判所は失踪者本人又は利害関係人の請求により失踪宣告を取り消すこととなる（民法32（失踪の宣告の取消し））。

失踪の種類	失踪期間	死亡の時期
普通失踪	不在者の生死が7年間不明であること	7年間に満了した時
危難失踪 (特別失踪)	戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇した者の生死が、その危難が去った後1年間不明であること	危難が去った時

3 相続の効果

相続の開始により、相続人は、相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法896(相続の一般的効力))。

この場合の「権利」とは一般的に「財産」と、また、「義務」とは「債務」と考えられている。つまり、相続によって被相続人から相続人に承継されるものには、積極的な財産(プラスの財産)のみならず、消極的な財産(マイナスの財産)も含まれる。

「一身に専属したもの(被相続人の一身専属権)」とは、その権利が専ら特定人の一身に属し、他人が取得したり、他人に移転できないものをいう。例えば、相続による譲渡禁止特約のあるゴルフ会員権、身元保証人の義務、税理士資格、年金受給権などが考えられる。

4 相続開始の場所

相続は、被相続人の住所において開始する(民法883(相続開始の場所))。

この被相続人の住所により、相続に関する訴訟、審判事件等の管轄が確定される。

(注) 相続税の納税地

相続税法では相続税の申告書の提出先は、納税地の所轄税務署長とされている(相法27)。

この場合の納税地は、相続又は遺贈によって財産を取得した者の住所地であるが(相法62①)、当分の間、被相続人の死亡の時ににおける住所地とされている(昭和25年法附則3)。

したがって、相続人の住所地が北海道や大阪であっても、被相続人の死亡時の住所地が東京であれば、相続人全員が東京の被相続人のその住所地を所轄する税務署に相続税の申告をすることになる。

第2章 相続人と相続人の順位

1 相続人の種類と順位

相続人となり得る者は、被相続人の①子（又はその代襲者）、②直系尊属（父母、祖父母など）、③兄弟姉妹（又はその代襲者）並びに④配偶者（法律上婚姻関係にある者で、内縁関係を含まない。）である。

これらの者のうち、相続開始時において生存していた者が複数あるときは、一定の順位により相続人となり、同順位の相続人が複数ある場合には、それらの複数の相続人が共同で相続することになる。

なお、これらの者は、戸籍に基づいて判断し、相続を放棄した者、相続の欠格に該当する者及び推定相続人の廃除となる者は除かれる。

相続人の順位は、次の表のとおりで、被相続人の配偶者は、常に相続人となる（民法887（子及びその代襲者等の相続権）、889（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）、890（配偶者の相続権））。

順位	相続人	相続人・代襲相続人の範囲等
第一順位	子と配偶者	<ul style="list-style-type: none">・ 子は、実子であるか養子であるか、また、「嫡出子」であるか「非嫡出子」であるかを問わない。・ 子が相続開始以前に死亡しているときや相続欠格又は廃除により相続権を失っているときは、その者の子・孫等が代襲して相続人となる。・ 配偶者の連れ子を相続人とするには養子縁組が必要である。
第二順位	直系尊属と配偶者	<ul style="list-style-type: none">・ 直系尊属の中に親等の異なる者がいるときは、その親等の近い者が相続人となる（例えば、父母と祖父母がいる場合には、父母が優先して相続人となる。）。・ 実父母と養父母とは同順位で相続人となる。（直系尊属とは父母、祖父母、曾祖父母などであるが、姻族を含まない。）
第三順位	兄弟姉妹と配偶者	<ul style="list-style-type: none">・ 兄弟姉妹は、親の実子であるか養子であるか、「半血」であるか「全血」であるかを問わない。・ 兄弟姉妹が相続開始以前に死亡しているときや相続の欠格又は廃除により相続権を失っているときは、その兄弟姉妹の子が代襲して相続人となる（再代襲はなし）。・ 親の実子と養子、養子と養子でも同順位で相続人となる。

(注) 被相続人に子がいる場合には、子と配偶者が第1順位で相続人となる。また、被相続人に直系卑属(子や孫)がいない場合で、直系尊属がいるときには、直系尊属と配偶者が第2順位で相続人となる。さらに、被相続人に直系卑属も直系尊属もない場合に、兄弟姉妹と配偶者が第3順位で相続人となる。

(1) 養子

具体的な血縁とは無関係に、人為的にいわば法律の擬制によって本人の子として扱われるのが養子である。養子は、養子縁組の届出をした日から養親の嫡出子としての身分を取得する(民法809条(嫡出子の身分の取得))。したがって、養親に相続が開始すると養子は、第1順位の相続人となる。

〔普通養子と特別養子〕

養子には、普通養子と特別養子がある。

普通養子縁組は、養親と養子の合意に基づき、養子縁組の届出をすることで成立する(民法802(縁組の無効))。普通養子となっても、実親との親族関係は維持される。

特別養子縁組は、養親となる者の請求により、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別な事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに家庭裁判所が成立させるものである(民法817の7(子の利益のための特別の必要性)、817の2(特別養子縁組の成立))。

特別養子縁組によって、特別養子は、その実親及びその血族との親族関係が終了する。ただし、夫婦の一方が他の相手方配偶者の嫡出子(連れ子)を特別養子とする場合は、その子と配偶者及びその血族との親族関係は終了しない(民法817の9(実方との親族関係の終了))。つまり、子が実親に対する相続権、扶養請求権を失っても、実親と絶縁させる方がその子の利益になると家庭裁判所が判断すれば、養子縁組は成立する。

○ 普通養子と特別養子制度の比較

区 分	普通養子	特別養子
養親の制限	成人である者	満25歳以上の夫婦(一方が25歳未満の場合は、その者が20歳以上)で共に養親
養子の制限	養親より年少者	原則として6歳未満
縁組の手續	養子が未成年でなければ当事者の届出のみ	家庭裁判所の審判が必要
実親等の同意	養子が満15歳未満のときは、法定代理人が承諾	実父母の同意が必要
親子関係等	実方との親族関係は存続	実方との親族関係は終了
戸籍の記載	養子と明記される。	「養子」ではなく「長男、長女」等と、身分事項欄に「○年○月○日民法第817条の2による裁判確定」と記載される。
離 縁	当事者の協議で可能。養子、養親のいずれでも訴えの提起可能	家庭裁判所の審判が必要。養親からの請求不可

(注) 相続税法では、「法定相続人の数」の計算上、養子の数に一定の制限を設けている(相法15②)。

これは、息子の妻や孫、孫の妻を被相続人の養子として相続人の数を増やすことにより、基礎控除額や非課税限度額(生命保険金、退職手当金)を大きくし、相続税の税負担を回避する事例が見受けられるに至ったことから、昭和63年の税制改正で措置されたものである。

(2) 「嫡出子」と「非嫡出子」

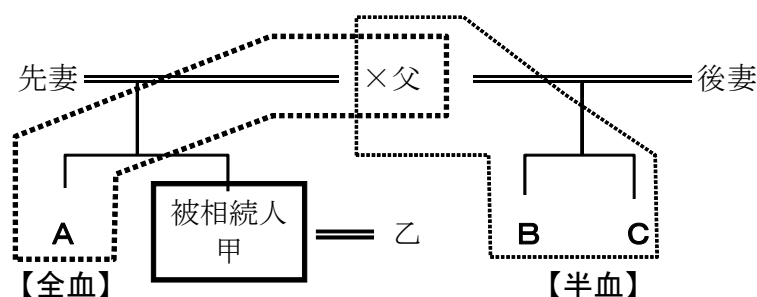
嫡出子は、嫡出である子、つまり、法律上の婚姻関係にある男女間で生まれた子(婚内子)をいう(民法772(嫡出の推定))。養子は、養子縁組により養親の嫡出子となる(民法809(嫡出子の身分の取得))。

非嫡出子は、嫡出でない子、つまり、法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子(婚外子)をいう。母子関係は分娩の事実があれば認められ、父子関係は認知によって生じ、相続権が発生する(民法779(認知))。

(3) 「全血」と「半血」の兄弟姉妹

父母の双方を同じくする兄弟姉妹を「全血の兄弟姉妹」といい、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹を「半血の兄弟姉妹」という。

(注) 相続分については、後述のとおり、半血の兄弟姉妹は全血の兄弟姉妹の2分の1とされている(民法900(法定相続分)四)。



(4) 相続の欠格

欠格事由に該当する相続人の相続権を、何らの手続を経なくとも当然に剥奪する制度をいう(民法891(相続人の欠格事由))。

[欠格事由]

①	故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたため、刑に処せられた者
②	被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者

③	詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
④	詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回をさせ、取り消させ、又は変更させた者
⑤	相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

(5) 推定相続人の廃除

廃除事由がある場合において、被相続人自らの請求（遺言も可能）に基づいて、家庭裁判所が推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）の相続権を剥奪する制度をいう（民法892（推定相続人の廃除））。

なお、廃除の対象者は、遺留分を有する推定相続人（被相続人の子及びその代襲者、直系尊属並びに配偶者）に限られる。

〔廃除事由〕

①	推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、又はこれに重大な侮辱を加えたとき
②	推定相続人にその他の著しい非行があったとき

2 胎児の相続

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされるが、死体で生まれたときは、相続について胎児は初めからいないものとして取り扱われる（民法886（相続に関する胎児の権利能力））。

（注） 相続税法では、相続人となるべき胎児が相続税の申告書を提出するまでに出生していない場合、胎児の相続税の納税義務は、出生により発生するものとして取り扱うこととしている。

（関連通達）

相基通11の2-3（胎児が生まれる前における共同相続人の相続分）

15-3（胎児がある場合の相続人の数）

27-4（「相続の開始があったことを知った日」の意義）

27-6（胎児がある場合の申告期限の延長）

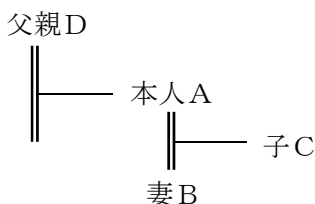
32-1（「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義）

3 同時死亡の推定

海難事故や飛行機事故などで家族数人が死亡した場合において、死亡時期が定かでない場合には、同時に死亡したものと推定がなされる（民法32の2）。

つまり、ある一人が死亡（相続開始）したときに、他の者も同時に死亡したものとされるので、両者の間に相続関係は発生しないことになる。

【例】 本人Aと子Cが同時に死亡した場合



本人Aの相続人は、妻B (2/3) と父親D (1/3) となる。

子Cの相続人は、妻B (1/1) となる。

※ 先に本人Aが死亡し、その後子Cが死亡した場合

本人Aの相続人は、妻B (1/2) と子C (1/2) となる。

子Cの相続人は、妻B (1/1) となる。

先に子Cが死亡し、その後本人Aが死亡した場合

子Cの相続人は、妻B (1/2) と本人A (1/2) となる。

本人Aの相続人は、妻B (2/3) と父親D (1/3) となる。

4 代襲相続

代襲相続とは、相続人となるべき者（被代襲者）が、相続開始以前に死亡しているときや相続欠格又は廃除により相続権を失ったときにおいて、その被代襲者の直系卑属（代襲者）が被代襲者に代わって、その受けるはずであった相続分を相続することをいう（民法887（子及びその代襲者等の相続権）②、889（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）②）。

この代襲相続は、被代襲者の死亡などにより、その直系卑属が不利益を受けないようにするための制度である。

(1) 要件

① 代襲原因	被代襲者の相続開始以前の死亡（同時死亡を含む。）
	被代襲者の相続欠格
	被代襲者の廃除
② 代襲者が被代襲者の子（被相続人の直系卑属に限る。）であること	
③ 代襲者は被代襲者に対する関係でも相続権を失った者でないこと	
④ 代襲者は相続開始時に存在すること	

(注) 1 代襲原因には、「相続の放棄」（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間）、938（相続の放棄の方式））は含まれない。

2 被代襲者の子であれば、実子・養子、嫡出子・非嫡出子を問わないが、被代襲者が被相続人と養子縁組した際に既に生まれていた被代襲者の子は、被相続人の直系卑属とはならないため、代襲相続できない（民法727（縁組による親族関係の発生））。

(2) 代襲者が代襲相続権を失った場合（再代襲の可否）

代襲者が、被相続人の直系卑属である場合には、さらにその子に代襲（再代襲）される（民法887（子及びその代襲者等の相続権）③）。

しかし、代襲者が、被相続人の兄弟姉妹の子である場合には、さらにその子（兄弟姉妹の孫）には代襲（再代襲）されない（民法889（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）②）。

【例】

被代襲者	代襲者	再代襲の可否
被相続人の子	被相続人の孫（直系卑属）	可（被相続人の曾孫）
被相続人の兄弟姉妹	被相続人の兄弟姉妹の子（直系卑属ではない）	否（兄弟姉妹の孫）

(注) 1 兄弟姉妹の代襲相続を規定している民法889条2項では、同法887条2項を準用することとどまり、再代襲を規定している同条3項を準用していない。

2 兄弟姉妹に再代襲相続が認められていない理由として、①核家族化の進行により、甥姪の子となると、通常親戚付き合いもなく、相続制度の根拠である生活保障の観点からは問題があること、②相続関係者が広範囲になると代襲相続人の存否・所在を把握するのが容易ではなく、その結果、遺産分割が長期化し、相続人に不利益であるとともに、遺産活用の妨げにもなるためとしている。

第3章 相続分の意義とその内容

1 相続分の意義と種類

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属し、各相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する（民法898（共同相続の効力）、899）。

また、相続財産は、相続人間の遺産分割協議等によって分割されることとなる。

したがって、共同相続人は、分割されるまでは、その共有に属する相続財産に対してそれぞれの相続分に応じた持分を有していることになる。

この相続分は、民法の規定によって定められており（民法900（法定相続分））、これを**法定相続分**という。

また、被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を自由に定めることができ（民法902（遺言による相続分の指定））、これを**指定相続分**という。相続分の指定がある場合には、遺留分の規定（後述第7章を参照）に違反しない限り、その指定が優先される。

なお、民法では、これらの他、**特別受益がある場合**と**寄与分がある場合**の調整について、規定が設けられている。

2 法定相続分

「法定相続分」は、被相続人が遺言で相続分を指定していない場合に、遺産分配の基準となるものであり、「相続分」とは、共同相続人の相続すべき割合、つまり相続分率を意味する。

「法定相続分」は、共同相続する相続人の身分によって異なり、次のとおりとなる（民法900（法定相続分））。

相続人	法定相続分	留意事項
子と配偶者	子 2分の1 配偶者 2分の1	子が数人あるときは、子の法定相続分を均分する。
直系尊属と配偶者	直系尊属 3分の1 配偶者 3分の2	同じ親等の直系尊属が数人あるときは、直系尊属の法定相続分を均分する。
兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹 4分の1 配偶者 4分の3	兄弟姉妹が数人あるときは、兄弟姉妹の法定相続分を均分する。 ただし、父母の一方を同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の2分の1とする。

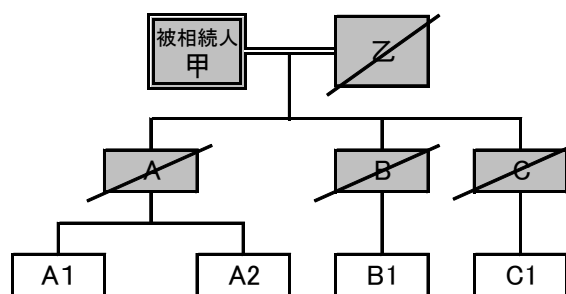
(注) 非嫡出子の相続分については、嫡出子の2分の1とされていたが、平成25年9月4日付の最高裁判所の決定によって違憲と判断され、平成25年12月11日、嫡出子と同じ相続分となるよう民法が改正された。改正後の民法は、平成25年9月5日以後に開始した相続について適用することとされた。

3 代襲相続分

代襲相続人の相続分は、相続人となるべきであった者（被代襲者）の相続分をそのまま受け継ぐ。同一の被代襲者について複数の代襲相続人がいる場合には、それぞれの相続分は被代襲者の相続分を均分する（民法901（代襲相続人の相続分））。

【例】

被代襲者	代襲相続人	代襲相続分
A	A 1	$1/3 \times 1/2$
	A 2	$1/3 \times 1/2$
B	B 1	$1/3$
C	C 1	$1/3$



4 指定相続分

相続人が複数いる場合、被相続人は遺言で相続人の一部又は全部について、相続分を指定することができる（民法902（遺言による相続分の指定）①）。

例えば、甲、乙、丙の3人の子が相続人であった場合に、甲に6分の1、乙に6分の3、

丙に6分の2というように指定する。

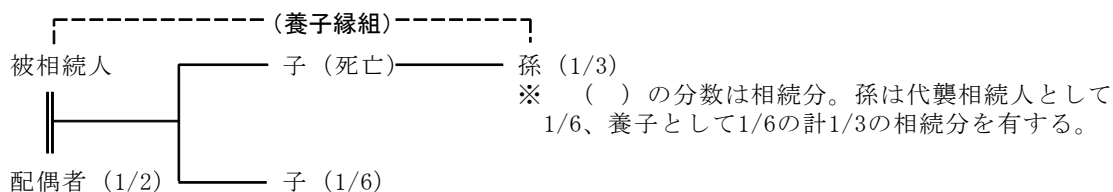
また、甲に5分の2と指定して他の2人は指定されなかったときは、乙と丙は法定相続分に従うことになる（この場合、5分の2の残り5分の3を乙と丙で均分することになる。）。

5 身分が重複する場合の相続分

(1) 双方の相続分を取得する場合

下図のような場合において、孫は、子（孫からみると親）の代襲相続人であり、かつ、被相続人の子である。

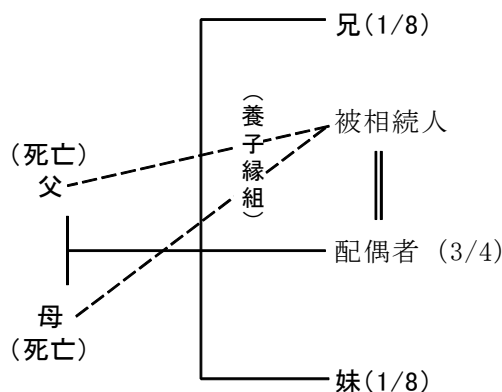
このようなときには、孫は代襲相続人としての相続分と子としての相続分の双方の相続分を取得することとしている（昭26.9.18民甲1881号回答）。



(注) 相続税法上の法定相続人の数の計算においては、この孫は「実子1人」として計算される（相基通15-4）。

(2) 一方のみの相続分を取得する場合

下図のような場合において、配偶者は、被相続人の兄弟姉妹としての身分も持ち合わせているが、行政先例では、配偶者は、配偶者としての相続分のみを取得し、兄弟姉妹としての相続分は取得しないとしている（昭23.8.9民甲2371号回答）。



6 特別受益者の相続分

共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者（特別受益者）があるときは、これらの遺贈、贈与を考慮して相続分を修正する（民法903（特別受益者の相続分））。

遺贈や生前贈与による特別受益があった場合には、「被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなす」ものであり、このように贈与分を相続財産に計算上戻すことを「持戻し」という。

$$\left(\begin{array}{l} \text{相続開始時の} \\ \text{財産の価額} \end{array} + \text{特別受益額} \right) \times \begin{array}{l} \text{法定相続分} \\ \text{代襲相続分} \\ \text{指定相続分} \end{array} - \text{特別受益額} = \text{特別受益者の} \\ \text{具体的相続分}$$

(例)

被相続人の財産が1億円で、長男と二男が相続人とする。被相続人が相続分について何も指定していなければ長男と二男がともに5千万円ずつ相続することになる。

しかしながら、長男が被相続人の生前中に被相続人から1千万円の贈与を受けていたとすれば、長男、二男が5千万円ずつ相続するとバランスがとれなくなる。

そこで、持戻しの計算をすると、次のとおりとなる。

- ① 生前贈与の持戻し 1億円 + 1千万円 = 1億1千万円
- ② 長男、二男の法定相続分により配分 長男、二男とも5千5百万円
- ③ 長男について生前の贈与分1千万円を差し引く 長男4千5百万円
- ④ 被相続人の遺産1億円については、長男4千5百万円、二男5千5百万円

7 寄与分がある者の相続分

共同相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、その者の寄与分を考慮して相続分を修正する（民法904の2（寄与分））。

この特別の寄与とは、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加に係る特別の寄与をいう。

なお、寄与分は、原則として共同相続人の協議によって定める。

$$\left(\begin{array}{l} \text{相続開始時の} \\ \text{財産の価額} \end{array} - \text{寄与分} \right) \times \begin{array}{l} \text{法定相続分} \\ \text{代襲相続分} \\ \text{指定相続分} \end{array} + \text{寄与分} = \text{寄与分のある者の} \\ \text{具体的相続分}$$

第4章 相続の承認と放棄

1 相続の承認と放棄

相続の開始により相続人は被相続人に属する一切の権利義務を承継することになるが、債務が多いような場合には相続人にとって酷となるとときもある。

そこで、民法は、相続は当然に生じるものであるとの原則の一方、相続人に対して相続財産を承継するかどうかについて選択権を与えている。

(1) 相続の承認

イ 単純承認

単純承認とは、債務を含めた相続財産の全てを受け入れることである。相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する（民法920（単純承認の効力））。また、相続人が相続財産の全部又は一部を処分したときや、相続の放棄又は限定承認をしなかったときは、単純承認をしたとみなされる（民法921（法定単純承認）一、二）。

ロ 限定承認

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して行う相続の承認である（民法922（限定承認））。つまり、一種の有限責任の承継である。

限定承認は、相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に相続財産の目録を作成して提出し、限定承認する旨の申述をして行う。なお、相続人が数人あるときは、共同相続人の全員が共同してのみ行うことができる（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間）、923（共同相続人の限定承認）、924（限定承認の方式））。

限定承認がされると、被相続人の財産は直ちに相続人に承継されるのではなく、一旦清算されることになる（民法927～937）。

(2) 相続の放棄

相続の放棄とは、債務を含めた相続財産の全ての承継を拒否することをいう。

相続の放棄は、相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所に相続を放棄する旨の申述をして行う（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間）、938（相続の放棄の方式））。したがって、単に遺産分割で相続財産を取得しなかったことは、法的には「相続の放棄」ではない。

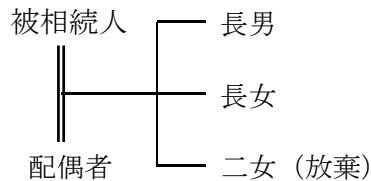
また、相続の放棄は撤回することはできない（民法919）。ただし、民法の一般規定に基づく無効（錯誤等）や取り消せる場合（詐欺・強迫等）はあり得る。この意味で取消しを認めている（民法919②）。

2 相続の放棄に係る相続人と相続分

相続の放棄をすると、その放棄した者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる（民法939（相続の放棄の効力））。

したがって、相続放棄した者を被代襲者として、その者の子に代襲相続は発生せず、相続の放棄があったことにより、相続人や相続分に変更が生ずることになる場合がある。

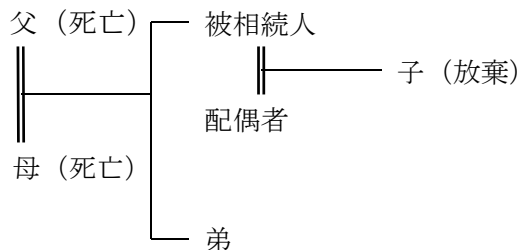
[ケース1]



この場合、二女が相続の放棄をしているので相続人の民法上の法定相続分は、配偶者1/2、長男と長女は各1/4(1/2×1/2)となる（二女の放棄がなければ、配偶者1/2、長男、長女及び二女は各1/6）。

区 分	配偶者	長男	長女	二女
二女の放棄がない場合	1 / 2	1 / 6	1 / 6	1 / 6
二女の放棄がある場合	1 / 2	1 / 4	1 / 4	放棄

[ケース2]



この場合、子が相続を放棄したことから、第二順位の直系尊属（父母）が相続人となるが、いずれも死亡しているので第三順位の兄弟姉妹、ここでは弟が相続人となる。したがって、相続人の民法上の法定相続分は、配偶者3/4、弟1/4となる（子の放棄がなければ、配偶者1/2、子1/2）。

区 分	配偶者	子	父母	弟
子の放棄がない場合	1 / 2	1 / 2	—	—
子の放棄がある場合	3 / 4	放棄	—	1 / 4

第5章 遺産の分割

1 遺産分割の考え方

相続が開始すると被相続人の財産は、ひとまず相続人全員の共有財産（この共有財産の持分が相続分である。）となり、その後、相続人全員が具体的にその財産を各人ごとに分けることになる。これを遺産の分割という。

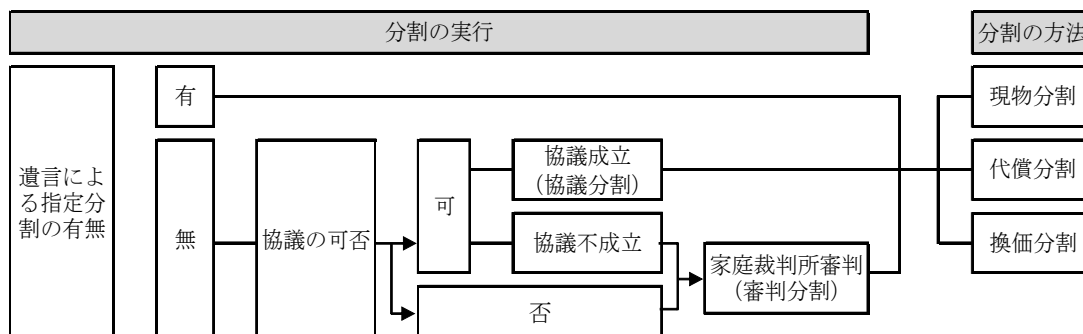
(1) 遺産分割の基準

遺産分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行う（民法906（遺産の分割の基準））。

また、相続人間の合意があれば、法定相続分や指定相続分と異なった分割を行ったとしても、これらに優先する。

(2) 遺産分割の実行

被相続人が遺言で遺産の分割を禁じた場合を除き、共同相続人はいつでも遺産の分割をすることができる（民法907（遺産の分割の協議又は審判等））。



《分割の方法とその内容》

分割の方法	分割の内容
現物分割	遺産を現物のまま分割する方法で、分割の原則的な方法
代償分割 (家事事件手続法195)	共同相続人又は包括受遺者のうちの一人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して債務を負担する分割の方法
換価分割 (家事事件手続法194)	共同相続人又は包括受遺者のうちの一人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部を金銭に換価し、その換価代金を分割する方法

(注) 「代償分割」における「債務を負担する」とは、具体的には例えば相続人固有の財産である預金を取り崩して代償金として現金を交付したり、借入金により代償金を支払ったりする行為をいう。

《遺産分割協議書》

相続人間（受遺者を含む。）で遺産分割が成立した場合、それらの意思を確認するために「遺産分割協議書」を作成する。

相続人全員の合意に基づいて作成し、署名かつ実印で押印した遺産分割協議書は、相続を証明する書面であることから、不動産の登記（相続登記）や動産の名義書換手続（たとえば、預貯金の名義変更）などに必要となる。

(注) 相続税法では、配偶者の税額軽減（相法19の2）などの特例の適用を受ける場合には、相続税の申告書に遺産分割協議書の写しを添付しなければならないとされている。

2 遺産分割の効力

遺産の分割は、相続開始の時に遡ってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない（民法909（遺産の分割の効力））。

また、遺産分割が瑕疵なく成立すると、原則として、相続人全員の合意がなければやり直すことはできない（合意なくしてやり直しができるのは、当初の遺産分割に瑕疵があって協議そのものが無効である場合などに限られている。）。

(注) 相続税法では、課税の公平の見地から、たとえ遺産が未分割であっても民法の規定による相続分で遺産を取得したのものとして課税価格を計算し、相続税を申告するよう規定している（相法55）。

第6章 遺贈と死因贈与

1 遺言

(1) 遺言の意義

遺言を一言でいうと、被相続人の生前における最終的な意思を、死後に実現させるための制度である。

遺言は、一定の方式に従ってされる相手方のない単独行為で、遺言者の死亡の時から効力が発生する（民法985（遺言の効力の発生時期））。

遺言を行った者を「遺言者（遺贈者）」、遺言により財産を取得する者を「受遺者」という。

また、遺贈者は、自由に受遺者を決められることから、相続人でも他人でも、個人でも法人でも受遺者となる。

(注) 相続税法では、町内会やPTAといった人格のない社団等が遺贈を受けた場合には、その人格のない社団等を相続税の納税義務者としている（相法66）。

(2) 遺言の方式

遺言は、民法に規定された方式に従ってしなければならない（民法960（遺言の方式））その方式に反した遺言（要件を具備していない遺言）は無効となる。

公正証書以外の遺言は、遺言執行の準備手続として、家庭裁判所に提出して「検認」を受けなければならない（民法1004（遺言書の検認））。遺言の検認とは、遺言書の偽造・変造を防止し、その保存を確実にするために行われる証拠保全手続であり、遺言の内容の真偽、遺言の有効・無効を判断するものではない。

○ 遺言の方式とその概要

遺言の方式		概 要
普通方式	自筆証書遺言 (民法968)	遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、押印したもの
	公正証書遺言 (民法969)	遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授するなど一定の要件を備えた公正証書により行ったもの
	秘密証書遺言 (民法970)	遺言者が署名押印して封印した遺言書を公証人及び証人の前に提出し、遺言者の遺言書であることの証明を受けたもの
特別方式	死亡危急者遺言 (民法976)	疾病等により死亡の危急が迫った者が、証人3人以上の前で遺言の趣旨を口授、証人が筆記するなど一定の要件を備えたもの。遺言の日から20日以内に家庭裁判所に請求しその確認を得なければ効力を失う（民法976④）。
	船舶遭難者遺言 (民法979)	遭難した船舶中に在って死亡の危急に迫った者が、証人2人以上の立会いをもって口頭で行ったもの。遅滞なく家庭裁判所に請求しその確認を得なければ効力を失う（民法979③）。
	伝染病隔離者遺言 (民法977)	伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者が、警察官1人及び証人1人以上の立会いをもって作成したもの
	在船者遺言 (民法978)	船舶中にある者が、船長又は事務員1人及び証人2人以上の立会いをもって作成したもの

(注) 特別方式の遺言は、遺言者が普通方式による遺言をすることができるようになった時から6ヶ月生存するときは効力を失う（民法983）。

(3) 遺言の撤回

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる（民法1022（遺言の撤回））。

前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされる（民法1023）。また、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、破棄した部分については撤回したものとみなされる（民法1024）。

2 遺 贈

(1) 遺贈の意義

遺贈とは、遺言者が死後に財産を人（相続人に限らない。）に無償で譲与することである。

遺贈には、包括遺贈と特定遺贈がある（民法964（包括遺贈及び特定遺贈））。

○ 包括遺贈と特定遺贈

包括遺贈	財産の全部又は一部を包括的に遺贈するもので、財産に対する一定の割合を示してする遺贈をいう。 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する（民法990）。つまり、被相続人の権利義務を包括的に承継することから、包括受遺者は、相続財産に対して相続人とともに遺産共有の状態となり、債務も承継し、遺産分割に参加することになる。 ※ 厳密には、包括受遺者は、①遺留分がない、②法人も包括受遺者となる、③代襲相続は生じない、④相続放棄があったとしても相続分は変化しないといった違いがある。
特定遺贈	特定の物や権利、あるいは一定額の金銭を与えるというように、財産を特定してする遺贈（割合で示されていない遺贈）をいう。 受遺者は、その特定された財産を取得することができるが、それ以外の財産を取得するものではなく、また、遺言にない債務を承継することもない。

(注) 一般的に、被相続人が、子や配偶者など相続人に遺贈する場合には特定遺贈による。また、相続人に対してした「3分の1を与える」といった遺言は、一般的には「相続分の指定」と考えられている。

(2) 遺贈の効果

遺贈は、遺言者の死亡の時（遺言の効力発生の時）から効力を生じる（民法985（遺言の効力の発生時期））。

(注) 遺贈は、遺言者の死亡による財産の移転という点において相続と同一の経済的効果があるので、相続税法では、相続税の課税対象としている（相法1の3）。

(3) 遺贈の放棄

受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも遺贈の放棄をすることができる。遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時に遡ってその効力を生ずる（民法986（遺贈の放棄））。

また、遺贈の放棄は撤回することができない（民法989（遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消し））。

3 死因贈与

死因贈与は、贈与者の死亡により効力を生ずる贈与である。

例えば、「私が死んだらあなたに1,000万円贈与する。」といったものである。

死因贈与は、贈与の一種であり契約であるので、法律적으로는単独行為である遺贈と異なる。

しかしながら、贈与者の死亡を原因として効力が生ずること、財産が無償で受贈者に承継されることなどの点で、遺贈と非常に類似している。

したがって、民法では死因贈与は遺贈に関する規定を準用するとされている（民法554（死因贈与））。

（注） 死因贈与は遺贈に類似するため、相続税法では、死因贈与を遺贈に含め、相続税の課税対象としている（相法1の3一括弧書）。

第7章 遺留分

1 遺留分制度

元来、被相続人は、死後においても自由に自己の財産を処分する権利があり、民法ではこのような意思を尊重する制度として遺贈や相続分の指定を認めている。

しかしながら、そもそも相続は遺族の生活保障も十分に考慮されたものでなければならず、こうした意味から相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保するという制度を民法は設けている。これが遺留分制度である。

2 遺留分権利者と遺留分の割合

遺留分制度は、相続人のうち一定の者には必ず一定の割合の相続分を確保できる制度であるが、この割合を「遺留分」といい、遺留分を有する相続人を「遺留分権利者」という。

民法では、遺留分権利者及び遺留分を次のとおり定めている（民法1028（遺留分の帰属及びその割合））。

遺留分権利者	遺留分の割合
相続人が直系尊属（父母など）のみ	遺留分算定の基礎となる財産の1/3
上記以外（配偶者や子供など）	遺留分算定の基礎となる財産の1/2

なお、兄弟姉妹には遺留分権がない。したがって、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合に、「配偶者に全ての財産を遺贈する」旨の遺言があったときには、全ての財産を配偶者が取得することになる。

(注) 総体的遺留分と個別的遺留分

民法1028条（遺留分の帰属及びその割合）で規定されている遺留分は、遺留分権利者の全員に帰属する相続財産全体に対する割合（総体的遺留分）であり、遺留分権利者が複数いる場合には、各遺留分権利者の遺留分は、総体的遺留分が法定相続分の割合にしたがって配分され、算定される（民法1044（代襲相続及び相続分の規定の準用）による民法887②、③、民法900、901、903、904の準用）。これを個別的遺留分という。

したがって、配偶者と子供2人が相続人である場合には、総体的遺留分は1/2、配偶者の個別的遺留分は1/4（1/2×1/2）、それぞれの子供は1/8（1/2×1/2×1/2）が個別的遺留分となる。

3 遺留分の算定の基礎となる財産

遺留分の算定の基礎となる財産の価額は次のとおりとなる（民法1029（遺留分の算定）、1044（代襲相続及び相続分の規定の準用））。

$$\boxed{\text{遺留分の算定の基礎となる財産の価額}} = \boxed{\text{相続時の財産の価額（遺贈を含む。）}} + \boxed{\text{被相続人が生前に贈与した価額}} + \boxed{\text{特別受益額}} - \boxed{\text{相続債務}}$$

(注) 1 「被相続人が生前に贈与した価額」に算入される贈与の範囲は、相続開始前の1年間にしたものに限る。ただし、1年以上前の贈与でも、契約当事者が遺留分権利者に損害を与えることを知って行ったものは算入される（民法1030）。

2 生前贈与が相続人に対して行われ、それが特別受益となる場合には1年以上前の贈与であっても算入される（民法1044）。

4 遺留分の額の算定

遺留分の額は、次のとおり算定する。

$$\boxed{\text{各人の遺留分の額}} = \boxed{\text{遺留分算定の基礎となる財産の価額}} \times \boxed{\text{個別的遺留分の割合}}$$

なお、被相続人の財産が新たに発見されたり、相続の放棄があつて相続分が変わつたりした場合などには、遺留分額の算定をし直すことになる。

(注) 具体的な遺留分の侵害額

相続開始時の財産の価額に1年前までの生前贈与の価額を加え、これから債務額を控除したものに遺留分を主張する者の個別的遺留分を乗じ、その額からその者が受けた生前贈与・遺贈の額を控除し、さらにその者が得た相続額（相続債務額を差し引いた正味の相続額）を控除したものが具体的な遺留分侵害額となる。

5 遺留分減殺請求

相続人の遺留分を侵害して行われた遺贈や贈与、相続分の指定は、当然に無効とはならない。

しかし、遺留分減殺請求により、相続開始後に相続人が受け継いだ相続財産が自己の遺留分に満たないときにその遺留分の額に達するまで遺留分を侵害する遺贈や贈与の効力を否認することができる（民法1031（遺贈又は贈与の減殺請求））。

遺留分減殺請求は、遺留分権利者だけでなく、その相続人や遺留分権利者から相続分を譲り受けた承継人も行うことができる。

なお、この遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間これを行わなかったときは時効により消滅する。このような事情を知らなかったとしても、相続開始の時から10年を経過したときは時効によって消滅する（民法1042（減殺請求権の期間の制限））。

第8章 贈与

贈与とは、当事者一方（贈与者）が自己の財産を無償にて相手方（受贈者）に与える意思表示をし、相手方（受贈者）が受諾することによって成立する契約である（民法549（贈与））。

贈与は、財産権の無償移転という点で、相続や遺贈に類似するが、相続や遺贈が被相続人（遺言者）の死亡という事実の発生によってその効力が生ずるのに対し、贈与は、当事者間の契約によりその効力が生ずる点で、両者は異なっている。

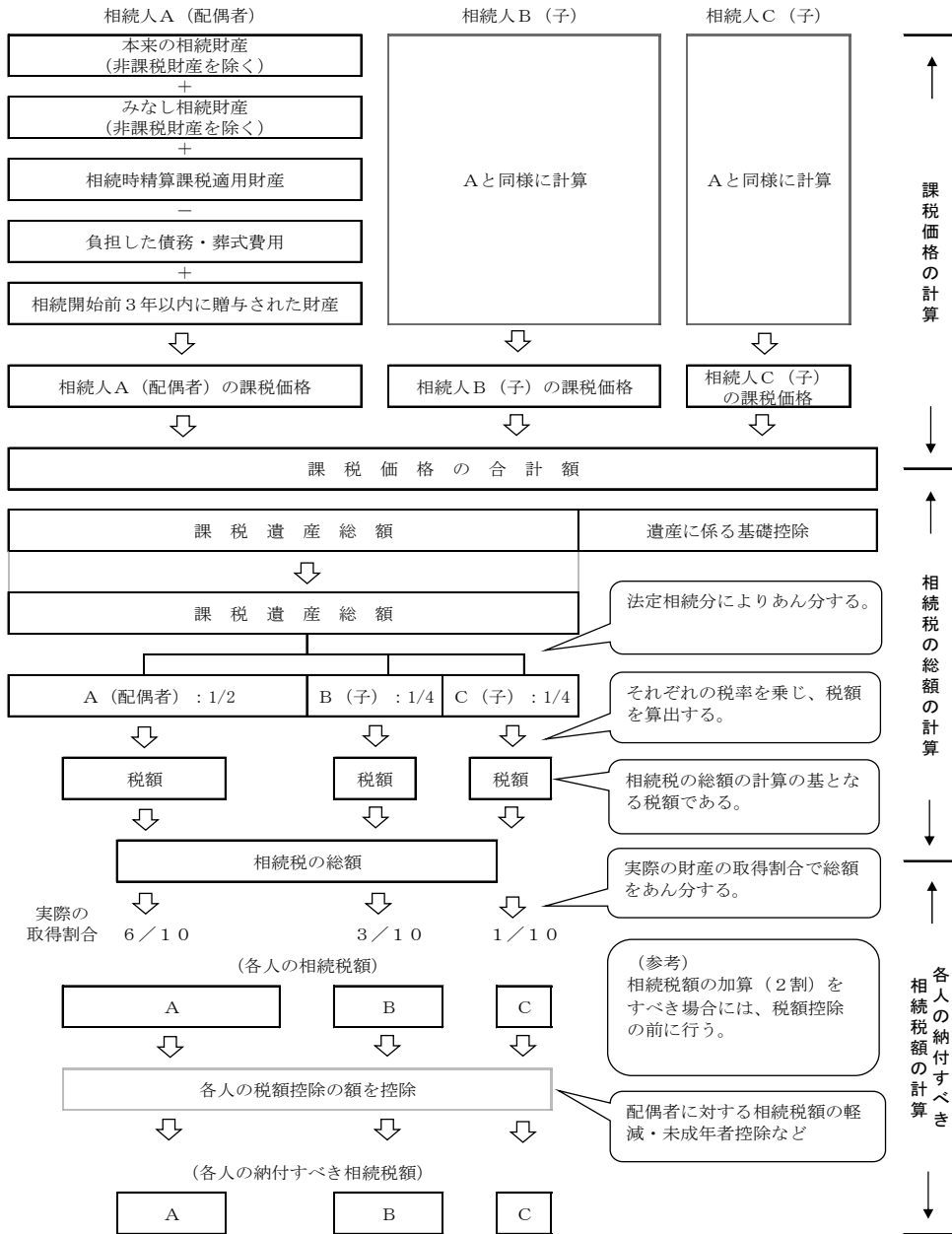
また、贈与は書面によることを要しないが、書面によらない贈与は、既に履行した部分を除き、各当事者は、いつでもその契約を取り消すことができることとし（民法550（書面によらない贈与の撤回））、書面による贈与と口頭による贈与とはその法的取扱いを異にしている。

更に、夫婦間の契約は、婚姻中は夫婦の一方からいつでも取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない（民法754（夫婦間の契約の取消権））。

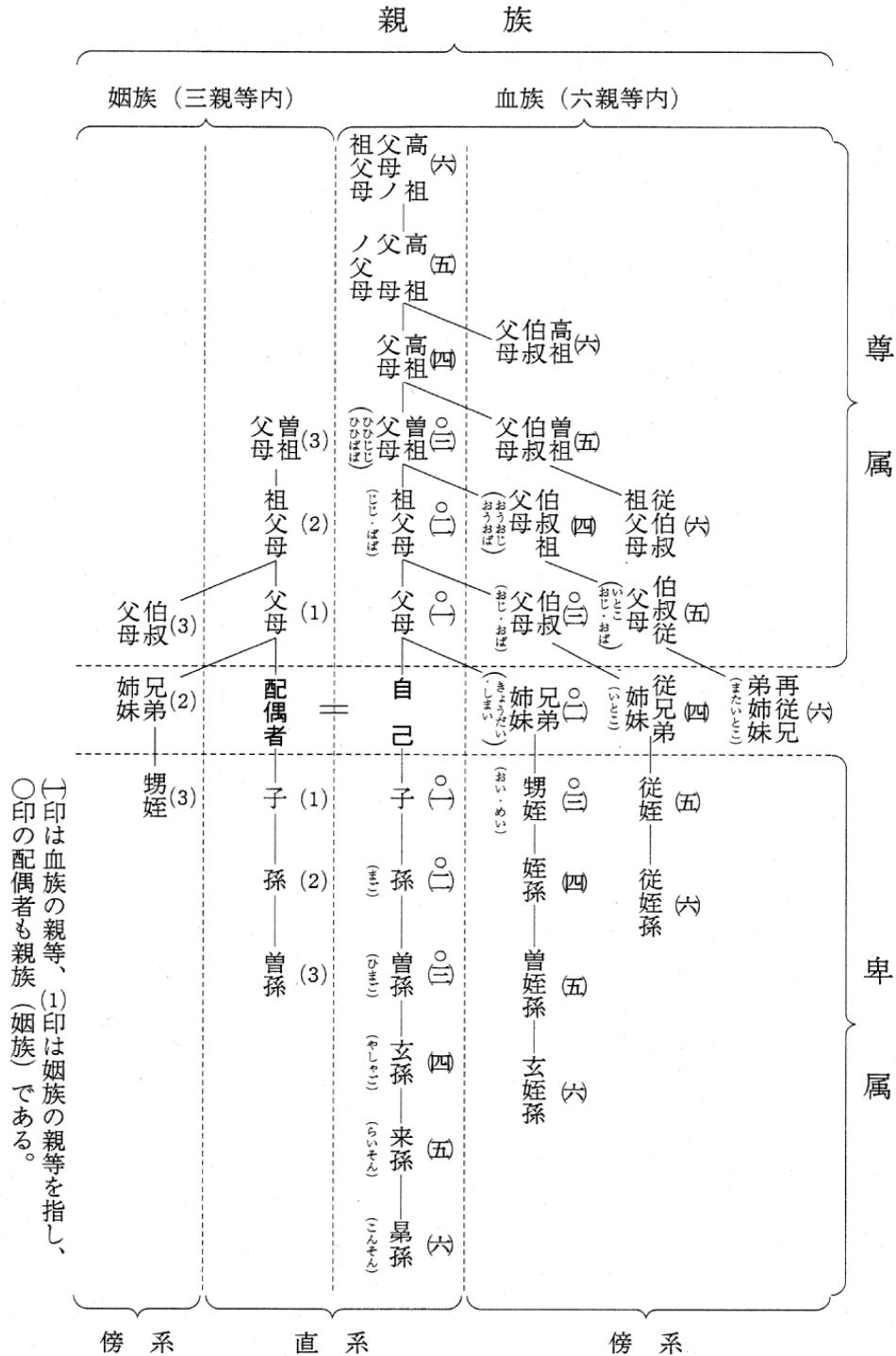
一般的な贈与の他、特殊な形態の贈与として、次のものがある。

贈与の種類	贈与の形態
定期贈与 (民法552)	「毎年100万円ずつ10年間贈与する」というように、定期の給付を目的とする贈与。贈与者の死亡により終了する。
負担付贈与 (民法553)	「不動産の贈与に当たり、その取得時の借入金の一部を負担させる」というように、受贈者に一定の給付をなすべき義務も負わせる贈与
死因贈与 (民法554)	「自分が死んだら、この家をやる」というように、財産を贈与する者が死亡したときに効力が生ずる贈与（不確定期限付の贈与である。）

【参考 1】 相続税の計算の流れ（相続人が配偶者及び子 2 人の場合の例）



【参考2】 親族・親等図表



※すべて自己を中心としてみたもの。親族内の表示は明三七・八・二六司法省民刑七三四号民刑局長回答による。なお、伯叔の区別は父母・祖父母より年令の多いものが伯、少ないものが叔である。

裁判所書記官研修所教材第117号『新訂 親族法相続法講義案』(法曹会)31頁より

【参考3】 相続税法における民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて（平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受けた対応）（平成25年9月国税庁ホームページ掲載文書）

平成25年9月5日以後の取扱い

平成25年9月4日付最高裁判所の決定（以下「違憲決定」といいます。）を受け、その趣旨を尊重し、平成25年9月5日以後、申告（期限内申告、期限後申告及び修正申告をいいます。）又は処分により相続税額を確定する場合（平成13年7月以後に開始された相続に限ります。）においては、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」とする民法第900条第4号ただし書前段（以下「嫡出に関する規定」といいます。）がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算します。

なお、この取扱いに係る留意事項は、次のとおりです。

1 平成25年9月4日以前に相続税額が確定している場合

違憲決定では、嫡出に関する規定についての違憲判断が「確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない」旨の判示がなされていることに鑑み、平成25年9月4日以前に、申告又は処分（以下「申告等」といいます。）により相続税額が確定している場合には、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税額は是正はできません。また、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて、相続税額の計算を行っていることのみでは、更正の請求の事由には当たりません。

2 平成25年9月5日以後に相続税額が確定する場合

(1) 平成25年9月4日以前に確定していた相続税額が異動する場合

イ 更正の請求又は修正申告の場合

平成25年9月4日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年9月5日以後に、相続人が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正の請求書（更正の申出書を含みます。）（国税通則法第23条）若しくは修正申告書（国税通則法第19条）を提出する場合又は相続税法第32条第1項に掲げる事由により更正の請求書若しくは修正申告書（相続税法第31条）を提出するときには、改めて相続税額を確定する必要があります。これらの新たに確定すべき相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、更正の請求又は修正申告に係る相続税額を計算します。

ロ 更正又は決定の場合

平成25年9月4日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年9月5日以後に、税務署長が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正又は決定を行うときには、上記イと同様、新たに確定すべき相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、更正又は決定に係る相続税額を計算します。

(2) 平成25年9月5日以後に新たに相続税額が確定する場合

イ 期限内申告又は期限後申告の場合

平成25年9月5日以後に、相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出する場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、期限内申告又は期限後申告に係る相続税額を計算します。

ロ 決定の場合

相続税の申告書を提出する義務があると認められる相続人が、当該申告書を提出していなかったことが明らかとなった場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、決定に係る相続税額を計算します。